

③国立感染症研究所村山庁舎の 動物実験室の状況について

村山庁舎で飼育している動物種(小型動物)

マウス



ラット

ウサギ



モルモット

国内の実験動物生産業者が繁殖育成した動物を購入

(一部のマウスは感染研で繁殖育成)

清浄度の高い動物(特定の病原体がない証明のある動物)

遺伝的に均一(毛色:マウスは白、黒が多い、他の動物種は白)

村山庁舎で飼育している動物種（中型動物）



カニクイザル

マーモセット



サル、ニワトリは国内
フェレットは海外
の**実験動物生産業者**が
繁殖育成した動物を購入



ニワトリ

フェレット

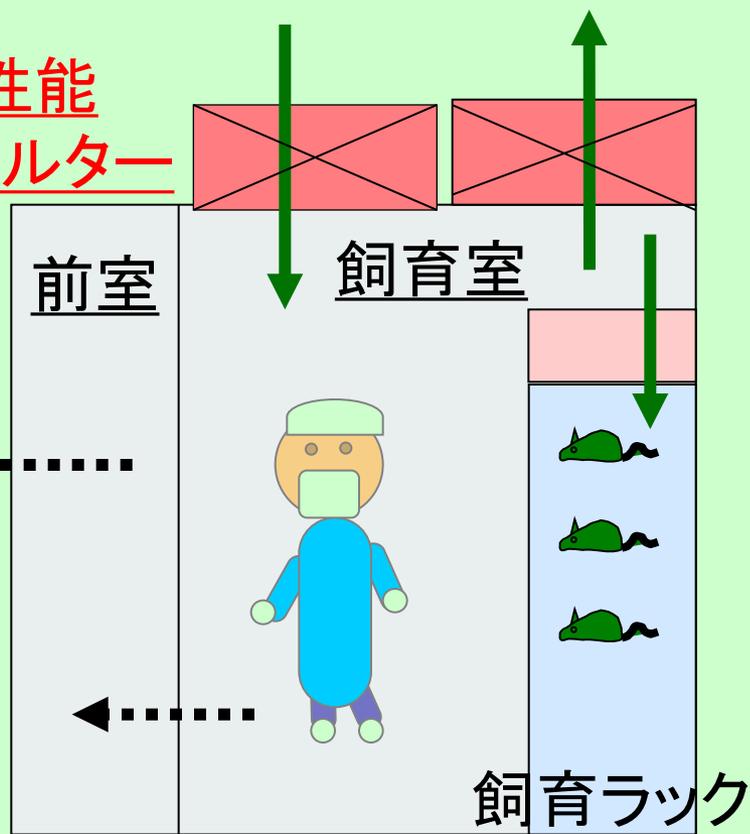


動物施設の 空調

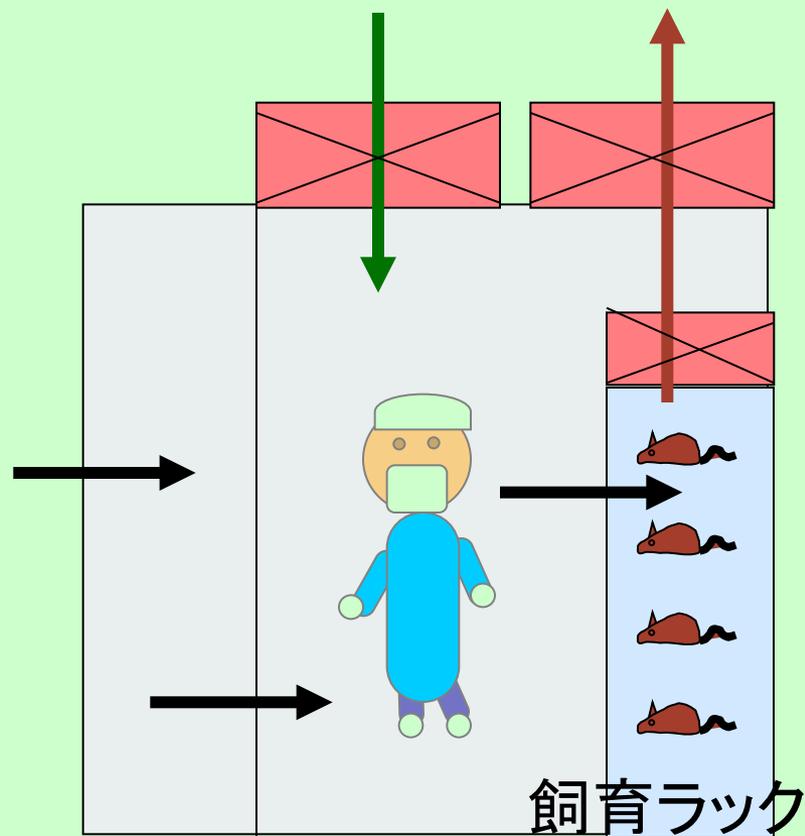
- ・フィルターろ過した空気の供給
- ・温度: $23^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$
- ・フィルターろ過・脱臭後、排気

清浄な動物を飼育する場合

高性能
フィルター



感染した動物の場合



←動物施設に入る着衣

表示

病原体の使用 → バイオハザードマーク
遺伝子組換え動物の飼育
→ 組換え動物等飼育中



逸走防止

- ・ **ネズミ返し**
- ・ ロック付きケージ
- ・ 封じ込め飼育ラック
- ・ 飼育室から屋外
までに4重～5重の
ドア



飼育ケージ

逸走防止用のフタ
(ロック付き)

ケージカードに系統名、実
験者名、動物数を明示

動物数は中にいる動物数
を正確に記入



飼育ラック



病原体を使用しない区域

陰圧飼育ラック (レベル2)

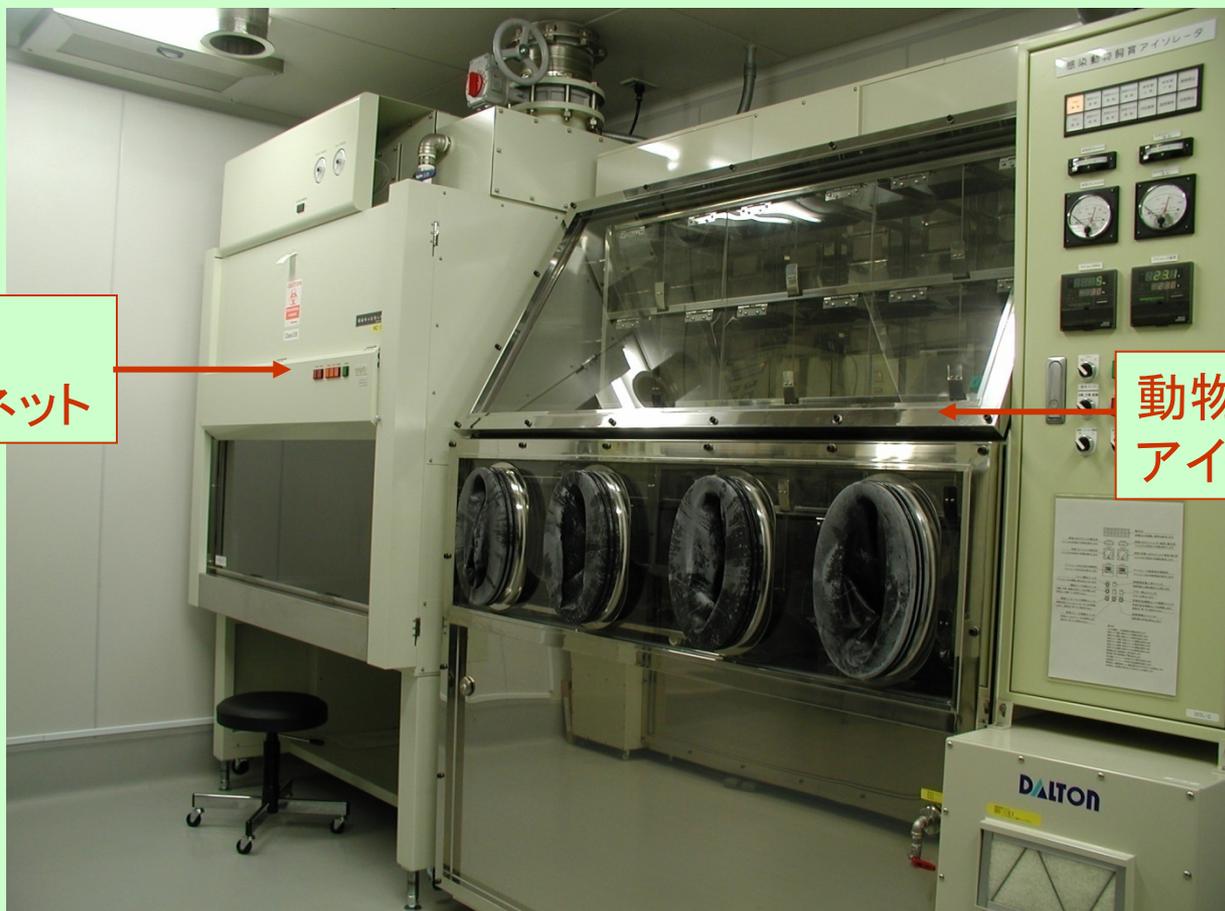


レベル2までの病原体を使用する区域

陰圧飼育ラック (レベル3)

グローブボックス

(レベル3では、グローブボックスを使用する必要はありませんが、より確実な封じ込めをするためにグローブボックスを使用しています。)



処置用
安全キャビネット

動物飼育用
アイソレーター

霊長類水洗ラック



病原体を使用しない区域

霊長類の動物施設

- ・厚労省
- ・農水省
- ・環境省
- ・東京都

の許可を取得

東京都による
立ち入り調査

飼育区域の

出入り口扉に2重の鍵

排水は地下の処理槽で
薬液処理

霊長類陰圧飼育ラック(レベル2)



レベル2までの病原体を使用する区域

霊長類陰圧飼育ラック(レベル3として使用) グローブボックス

(レベル3では、グローブボックスを使用する必要はありませんが、より確実な封じ込めをするためにグローブボックスを使用しています。)



大型オートクレーブ、処置用グローブボックスがラインに直結している。

汚物、死体の処理

動物の汚物・床敷:ビニール袋に入れて

- ・病原体を使用した汚物は高圧蒸気滅菌をしてから
 - ・病原体を使用しない汚物はそのまま
- 紙箱に詰めて**特別産業廃棄物業者**に出す

動物の死体:ビニール袋に入れて

- ・病原体を使用した動物の死体は
高圧蒸気滅菌または薬液処理をしてから
 - ・病原体を使用しない動物の死体はそのまま
- 冷凍保存**して、**特別産業廃棄物業者**に出す

感染研に焼却施設はありません

[動物の逸走があった場合]

- ✓発見者は管理者等に連絡する。
- ✓飼育室内に動物が逸走した場合：捕獲網、粘着トラップを使用して捕獲する。
- ✓ネズミ返し、扉の閉鎖を確認する。
- ✓万が一、下記に該当する動物が施設外に逸走した場合は、動物管理室長は関係機関に連絡する。逸走した動物は捕獲網、粘着トラップを使用して捕獲する。

	連絡先	電話番号
遺伝子組換え動物	文科省ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室	03-6734-4113
感染症法に基く届出をしている動物	厚労省健康局結核感染症課	03-3595-2263
外来生物法に基く届出をしている動物	環境省関東地方環境事務所 野生生物課	048-600-0516
動愛法に基く届出をしている特定動物	東京都動物愛護相談センター 多摩支所	042-581-7439
感染症法で規定された特定病原体を感染させた動物	厚労省健康局結核感染症課	03-3595-2257
家伝法で規定された家畜伝染病病原体及び届出伝染病等病原体を感染させた動物	農水省消費・安全局 動物衛生課	03-3502-5994
上記の連絡をするときはすべて厚労省にも連絡	厚労省大臣官房 厚生科学課	03-3595-2171

市役所および地域への情報伝達方法については、今後「村山庁舎施設運営連絡協議会」を通じて、調整を行う。

感染研村山庁舎動物施設は
ヒューマンサイエンス振興財団による
外部評価を受けて、
動物実験実施施設認証を受けています。

具体的な
動物実験の管理体制に
ついては
次回以降に
説明いたします。

